

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日には翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

- ◇告示 米飯提供業者の登録
教育職員免許状の授与
森林区実施計画の変更
肝てつ検査等の実施
- ◇公告 有畜農家創設事業資金利子補助要綱の一部改正
保安林の指定手続に関する公告
- ◇正誤 昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第十九号等訂正

告示

鳥取県告示第四号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第三十五条の四の規定にもとづき昭和三十一年一月五日

次のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十一年一月十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号 第七三五号

氏名 箕輪 寅次郎

営業所所在地 米子市西倉吉町一番地

業務内容 飲食店（一般食堂）

鳥取県告示第五号

次の者に対し教育職員免許状を授与した。

昭和三十一年一月十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

免許状の種類

免許状の種類	番	号	氏名	本籍地	授与年月日
幼稚園教諭二級普通免許状	昭三	一幼二普第一号	岸本 莊太郎	八頭郡用瀬町	昭和三十一年十二月十日
幼稚園助教諭免許状	昭三	一幼助第一号	岡田 文子	鳥取市西町	"
"	"	第二号	林崎 満寿子	岡山市内山下	"
"	"	第三号	高山 喜美子	山形県新庄市金沢	"
"	"	第四号	進 恭江	米子市二本木町	"
"	"	第五号	見世 敬子	西伯郡岸本町	"
"	"	第六号	田中 照子	鳥取市上町	"
"	"	第七号	山口 ゆり子	" 久米	"
"	"	第八号	瀬戸 弥生	東伯郡東郷町	"
"	"	第九号	米村 澄江	泊村	"
"	"	第十号	竹歳 昭子	由良町	"

鳥取県告示第六号

昭和三十一年一月鳥取県告示第三十一号で公表した昭和三十一年度森林区実施計画(XXI、XXVIIおよびXXVIII森林区)を森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十二条第

一項の規定に基き変更したので次の場所において公表する。

昭和三十一年一月十一日
鳥取県知事 遠 藤 茂

公表の場所

- 1 鳥取県庁
- 2 中部山林事務所
- 3 泊村、東郷町、羽合町、由良町、大栄町、東伯町各役場

鳥取県告示第七号

次のように肝てつ検査及び駆除を実施するから家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定により牛の所有者に対して検査及び駆除をうけることを命ずる。

昭和三十一年一月十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 実施の目的 肝てつ予防及び駆除のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛 ただし生後三箇月以内、分娩前後一箇月以内のものを除く。

- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び駆除の方法

肝てつ検査——皮内注射反応法、虫卵検査法
肝てつ駆除——ヘキサクロロエタン製剤投与

別表

実施期日	実施区域	実施場所
一月二十二日	西伯郡西伯町	同上
" 二十三日	"	"
" 二十四日	"	会見町
" 二十六日	"	"

鳥取県告示第八号

有畜農家創設事業資金利子補助要綱(昭和二十九年八月鳥取県告示第四百二十六号)の一部を次のように改正する。

昭和三十一年一月十一日

六 下 三 以上の休暇年次休暇
 七 下 八 往復の日数加算
 以上の休暇(年次休暇
 往復日数を加算

昭和三十一年十二月十五日鳥取県人事委員会規則第二十号中誤植があるので次のとおり訂正する。

頁 段 行 誤 正

八 上 九 義務免除」 「義務免除」

十 下 五 私事による疾病 私事による負傷もしくは疾病

十一 下 十五 与えられた年次休暇 与えられた年次休暇

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可) 発行日 火、金 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町